

ブロードリスニング実施事業業務委託
企画提案協議実施要領等に関する質問への回答

令和8年4月23日
秋田県総合政策課

番号	資料名称	該当ページ	該当項目	質問	回答
1	<資料1> 企画提案競技実施要領	<資料1> P4	<資料1> 4(8)	企画提案書のページ数の制限はございますでしょうか。	ございません。
2	<資料2> 業務委託仕様書	<資料2> P4	<資料2> 4(3)②	「4(1)②から④のそれぞれについて、その都度作成すること」とありますが、例えば、4(1)②(a)は、実施回数3回なので、報告書も3回作成するというのでしょうか。	4(3)②で想定している報告書の作成回数は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・4(1)②(a) 1回(3年分をまとめて) ・4(1)②(b) 1回 ・4(1)③ 2回(抽出するSNSごとに) ・4(1)④ 8回程度(データ分析ごとに) <p>ただし、報告書をまとめて作成することで、より分かりやすい資料になるなど適切な理由がある場合は、受託者の提案により複数のデータ分析をまとめて報告書を作成する取扱いも可能です。この点も合わせて、企画提案書を作成していただいてかまいません。</p>
3	<資料2> 業務委託仕様書	<資料2> P4	<資料2> 4(3)③	全体報告書のページ数はどれくらいを想定されていますか。	全体報告書のボリュームについては、4(1)②から④に定めるデータ分析の結果に左右されるものであることから、現時点でページ数の目安を示すことはできませんが、4(3)②で作成した各報告書をベースとして作成していただく想定をしております。
4	<資料4> 企画提案競技審査会要領	<資料4> P2	<資料4> 5(5)	親会社の100%子会社であり、在籍する社員は全て親会社からの出向者である場合、「親会社における賃上げ実績」を証明書類として提出し、評価対象とすることは可能でしょうか。	原則として、提案事業者(子会社)自身の賃上げ実績を証明書類として提出する必要があります。 <p>ただし、税務申告を親会社と一体(グループ通算制度等)で行っており、かつ、子会社単独での証明書類の提出が困難な場合は、親会社の証明書類をもって評価対象とすることが可能です。その場合は、提出いただく「税理士又は公認会計士等の第三者による確認書類」についても、親会社を含めた申告単位の実績であることが確認できるものをご用意ください。</p>
5	<資料4> 企画提案競技審査会要領	<資料4> P2	<資料4> 5(5)	「親会社が取得している認定」を、グループとしての取組実態として加点対象に含めることは可能でしょうか。	提案事業者名での認定が原則ですが、企業グループ内で雇用管理が一体的になされている(企業全体で採用から配置・育成、登用までを行っている)実態があり、それを基礎として代表企業が認定を受けている場合は、それを明らかにいただくことでグループ内の企業も加点対象とすることが可能です。